

三芳町ダイレクト型制限付一般競争入札共通事項（郵便入札）

ダイレクト型制限付一般競争入札を郵便入札における執行にあたり、共通で適用する事項を次のとおり定める。

平成23年 3月25日

三芳町長 林 伊佐雄

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のすべての要件を満たす者とする。
  - ① 公告日現在有効な三芳町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
  - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
  - ③ 当該工事等の公告日から落札者決定までの期間に、三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (2) 事業所の所在地とは、三芳町競争入札参加資格名簿に登録されている所在地をいう。
- (3) 本支店等とは、本店及び支店、営業所を含むもので、かつ、当該本支店等に三芳町と契約締結の権限を有する者を置く者をいう。
- (4) 公共機関等とは、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に定める法人を含む。）又は地方公共団体をいう。

2 落札者の決定及び入札参加資格の確認

- (1) 開札において、予定価格の制限の範囲内において、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし最低制限価格を設定している場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者（以下「落札候補者」という）とする。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、入札参加資格確認申請として次に掲げる書類を当町より指示する日時までに三芳町長に提出しなければならない。なお、入札参加資格の確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の確認は行わない。
  - ① 提出書類

- ・ダイレクト型制限付一般競争入札参加資格確認申請書
- ・公共施設等の施工実績調書
- ・配置予定技術者届
- ・最新の経営事項審査結果通知書の写し

② 提出日時については、工事等案件ごとの落札候補者に対して、当町より連絡するものとする。

- (4) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認書類が提出された日から起算して3日以内（休日等を除く）に連絡する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- (5) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、(4)の連絡を受けた日から起算して2日以内（休日等を除く）に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (6) 落札候補者が提出期限内に(3)で定める入札参加資格確認のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

### 3 設計図書等

- (1) 工事等案件ごとに定める方法により工事等担当課において閲覧又は貸出を行う。
- (2) 貸出後随時、郵送又は持参により工事等担当課まで返却すること。
- (3) 設計図書等の閲覧又は貸出を受けていない者は、入札に参加できない。

### 4 設計図書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出方法

設計図書等に関して質問がある場合は、工事等案件ごとに定める受付期間内に、質問書をEメールにより提出すること。（利用できない場合のみFAX受付を認める。FAXを利用した場合は、送信後電話により到着を確認すること。）持参は受け付けない。

#### (2) 提出先

三芳町役場財務課契約検査係宛

Eメールアドレス [kanzai@town.saitama-miyoshi.lg.jp](mailto:kanzai@town.saitama-miyoshi.lg.jp)

FAX 049-274-1055

- (3) 質問に対する回答は、工事等案件ごとに定める日に三芳町ホームページ上にて回答する。

### 5 開札の執行

- (1) 開札日時は、工事等案件ごとに定める。
- (2) 開札は公開とする。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない等の場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

### 5 入札方法等

入札書類は「三芳町ダイレクト型制限付一般競争入札（入札後審査郵送方式）の概要」に示す封筒に入れ、次のとおり郵送すること。

- (1) 次の書類等を一括して封書に入れること。
  - ① 入札書（中封筒に入れ、入札書在中及び業者名を表記し、封印すること。）
  - ② 工事費内訳書
- (2) 入札書類の提出方法等
  - ① 提出先  
(1) で作成した封書を「三芳郵便局留(〒354-8555)ダイレクト型制限付一般競争入札入札書在中(三芳町役場 財務課 契約検査係行)」宛へ郵送すること。
  - ② 提出方法  
書留、簡易書留のいずれかの方法による。
  - ③ 提出期間（三芳郵便局に到達する期間）工事等案件ごとに定める。
  - ④ 入札回数は1回とする。

## 6 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 郵送（書留、簡易書留）以外による入札
- (2) 提出期間前及び提出期限を過ぎて到達した入札書
- (3) 1つの封筒に2つ以上の入札書を同封した場合
- (4) 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出された入札
- (5) 入札書及び工事費内訳書のいずれかが不足した入札
- (6) 設計図書等の閲覧又は貸出を受けない者がした入札

## 7 入札結果の公表

落札を決定した日以降に三芳町ホームページに掲載する。また、入札結果を三芳町庁舎4階情報資料室にて公表する。

## 8 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第28号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約とする。

## 9 その他

- (1) 各工事等案件公告の写し及び入札関連書類は、三芳町ホームページに掲載し、閲覧及びダウンロードできる。
- (2) 現場説明会は、開催しない。
- (3) 入札保証金は、免除する。
- (4) 入札関係書類は、「入札参加者用チェックリスト」及び「入札書等封筒の作成留意点」を参照しながら作成すること。
- (5) この告示によるほか、三芳町契約規則、三芳町建設工事等に係る入札予定価格等の公表要領、三芳町ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領及び三芳町建設工事

請負等競争入札参加者心得により入札を行う。

- (6) この告示についての事務取扱いは、通常の三芳町役場開庁日及び開庁時間内とする。

10 問合せ

三芳町役場 財務課 契約検査係

電話049-258-0019 (内線)416